

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。
- ③ 高効率ごみ発電施設の整備事業及び廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業に係る時限措置を延長すること。
- ④ 災害廃棄物用ストックヤードや周辺環境施設の整備事業、エネルギー回収推進施設及び最終処分場に係る用地費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

(3) 都市自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に要する費用に対し、財政措置を講じること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。
また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。
- (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、都市自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。
- (4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物等について、再資源化が図られるよう見直しを行うこと。

4. 廃棄物の発生抑制・削減のための施策の推進について

- (1) ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の早期普及を図ること。
- (2) 都市自治体が実施する廃棄物削減に向けた取組に対し、更なる支援措置を講じること。